

## ● ● ● ● ● 注意事項 ● ● ● ● ●

- (注1) **相手方の財産の調査** ご自身で相手方の財産を調査し、何を差押えの対象とするかを決めてください(対象とする財産により申立先、収入印紙や切手の額、別途の手続費用予納の要否などが異なります。)。なお、判明している財産に対する強制執行を実施しても、全額の支払を受けられないときなど一定の条件を満たせば、財産開示手続(相手方に財産の有無、所在等を申告させる手続)の申立てをすることができます(詳細については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。)
- (注2) **必要な書類などの準備** 判決などをした裁判所で、執行文の付与と送達証明書の交付を受けてください(小額訴訟判決・仮執行宣言付き支払督促などには執行文は不要です。)
- (注3) **債権差押命令の申立て** 申立書はご自身で作成してください。必要な収入印紙や切手の額、その他の添付書類については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。同時に「陳述催告の申立て」をすれば、差押えの対象となる債権の存否などについて、相手方の勤務先や相手方が預金を有する銀行など(第三債務者)から回答を得ることができます。
- (注4) **差押え** 給料差押えの場合、原則として相手方の給料の4分の1(扶養義務などに係る定期的に支払われる金銭(養育費など)を請求する場合には2分の1)を差し押さえることができます。ただし、相手方が既に退職している場合などには、差押えができないことがあります。
- (注5) **取立て** 相手方(債務者)に債権差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、申立人(債権者)は相手方の勤務先など(第三債務者)から直接支払を受けることができます。これに応じないときは、申立人は相手方の勤務先などに対し、差し押さえた債権の支払を求める裁判を起こすことになります。なお、他の債権者が重ねて差押えをした場合には、裁判所が配当手続を行うまで支払を受けることはできません。

お問い合わせ先



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

26.12  
※この用紙は再生紙を使用しています。

## 強制執行の申立てを される方のために

勝訴判決などを得たのに相手が支払わない場合、現実には債権を回収するための裁判所の手続として「強制執行」があります。



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>



# 手続の流れ

※(注1)から(注5)については裏面の「注意事項」をお読みください。

## 申立ての準備

### ① 相手方の財産の調査(注1)

何を差し押えの対象としようかしら…



### ② 必要な書類などの準備(注2)

1. 債務名義(判決、和解調書、調停調書などのことです。)の正本
2. 送達証明書(相手方が債務名義を受け取ったという証明書のことです。)
3. 執行文(強制執行ができるという証明のことです。ただし、少額訴訟判決や仮執行宣言付き支払督促などには不要です。)

#### 執行文付与申請

- ・申請書(1通)
- ・債務名義正本(1通)
- ・収入印紙(300円)

申請

#### 送達証明申請

- ・申請書
- ・収入印紙(150円)

送達証明書・執行文

判決、和解などをした裁判所

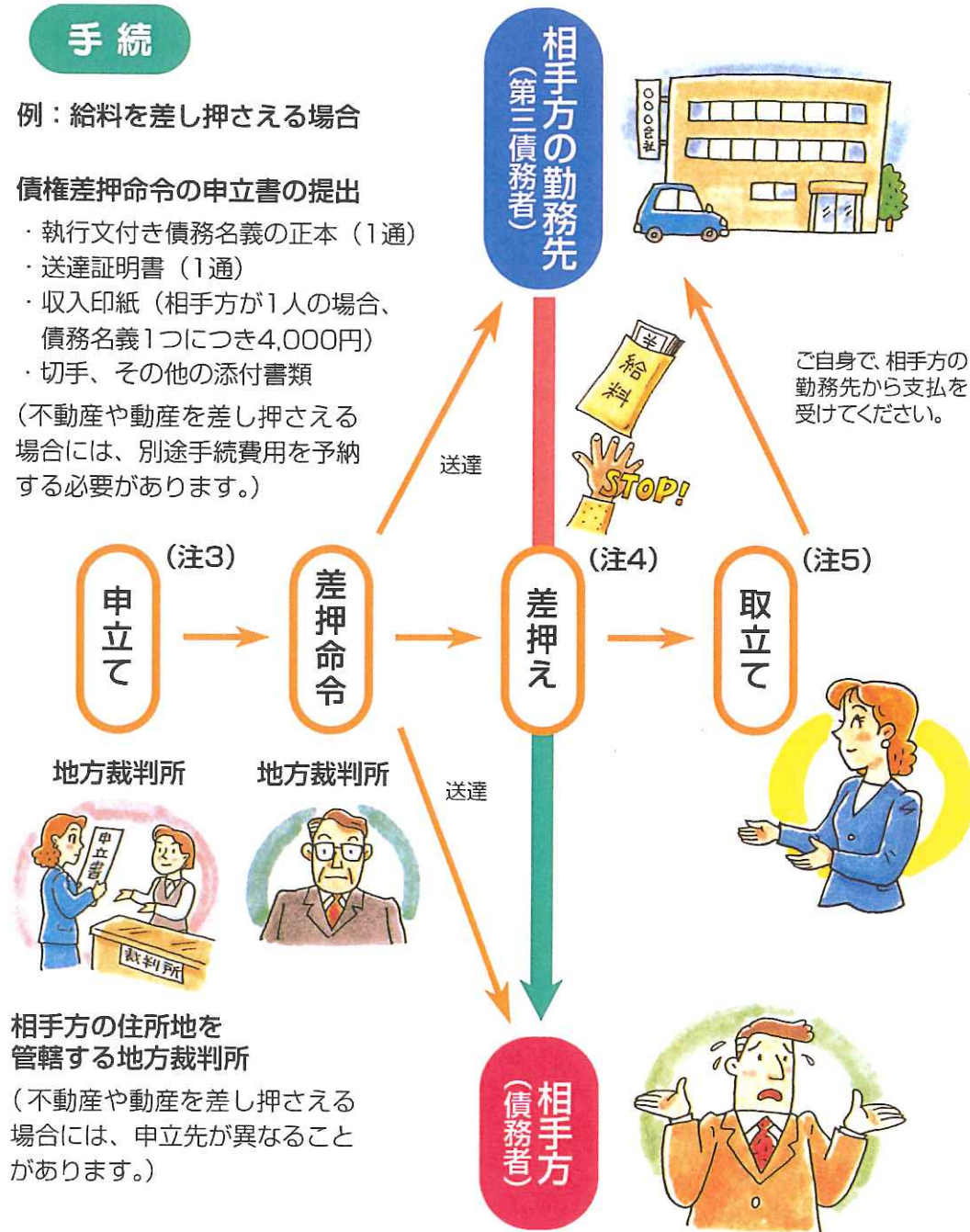
## 手続

例：給料を差し押さえる場合

債権差押命令の申立書の提出

- ・執行文付き債務名義の正本(1通)
- ・送達証明書(1通)
- ・収入印紙(相手方が1人の場合、債務名義1つにつき4,000円)
- ・切手、その他の添付書類

(不動産や動産を差し押さえる場合には、別途手続費用を予納する必要があります。)



相手方の住所地を管轄する地方裁判所  
(不動産や動産を差し押さえる場合には、申立先が異なることがあります。)

※ 簡易裁判所の少額訴訟手続で債務名義(少額訴訟判決など)を得たときに限り、地方裁判所以外に、その簡易裁判所においても、金銭債権(給料・預金など)に対する強制執行(少額訴訟債権執行)を申し立てることができます。少額訴訟債権執行の基本的な手続の流れは、上記の例と同様です。

### 判決



にも  
かかわらず…



こんな  
場合は…

強制執行の  
申立を  
しよう!

